

Pマークニュース <2016年新春号> Vol. 14	(株) トムソンネット Pマークコンサルティンググループ
---------------------------------------	---------------------------------

2016年新春号目次

1. 特集：ネットワーク社会の脆弱性克服への挑戦
2. 保険代理店様の「Pマークを取得して」のアンケート
3. 「やさしい情報セキュリティ」その5：データの消去について
4. 保険代理店における2015年度のPマーク取得動向
5. トムソンネットからのお知らせ

1. 特集：ネットワーク社会の脆弱性克服への挑戦

2016年、マイナンバー利用が開始され、また内閣府に個人情報保護委員会が設置されるなど、ネットワーク・情報システムの利活用とその脆弱性への対処がいろいろとスタートしています。こうした経済社会の状況に対応して、5月からの改正保険業法施行では、体制整備の一貫として個人情報保護の規定整備と実施を代理店に求めています。また、昨年12月には、経産省が「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」をはじめて公表しました。個人情報保護・情報セキュリティ対策が、企業の経営リスクとして、その対応の是非、さらには経営責任を問われるマターになっています。

(1) 始まったマイナンバーの利用

マイナンバー「通知カード」は届きましたか？

日本郵便の発表によれば、2015.12.07までに全体の98.4%にあたる「通知カード」の初回配達完了し、全国の32都道府県で完了したようです。一方2015.11の一か月だけでも、誤配達、誤交付、一時紛失、誤転送など130件余りの郵便事故が報告されて



います。制度スタートの大変さが窺われます。マイナンバーは社会インフラであり、IT社会の重要な基盤です。当面は社会保障、税、災害対策の分野で利用され、行政の効率化、諸手続きにおける添付書類の削減による国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現などのメリットがあるとされています。

一方、「マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得事故」も発生しており、注意を呼びかけています。また、マイナンバーのセキュリティに多くの人が不安を感じているという調査結果もあります。トレンドマイクロの2015.11の調査によれば、「自治体からの情報漏洩」の不安を感じている人が全体の72.1%と最も多く、次いで「自身のマイナンバーを提供した企業からの情報漏洩」に不安を感じる人が58.4%だということです。

貴社のマイナンバー取扱いは安全でしょうか？ 従業員の不安を解消するために今直ぐに講ずべき手当はできていますか？

(2) 内閣府に個人情報保護委員会を設置

個人情報保護法が10年ぶりに改正され(2015.9.9)、その一環として、2016.1.1から「特定個人情報」を所管していた「特定個人情報保護委員会」が改組され、個人情報を含む所管省庁として「個人情報保護委員会」が設置されました。改正個人情報保護法の具体的な規定は2年以内にこの委員会で策定されることとなります。金融庁、国家公安委員会などとともに内閣府の外局として位置づけられ、特定個人情報を含む個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進、特定個人情報の監視・監督、特定個人情報保護評価、苦情斡旋等に関すること、国際協力等を分掌しています。改正個人情報の骨子(下記)の具体化がすすめられ、個人情報保護基準が変わってきます。

個人情報の定義の明確化、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」といった概念の導入、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針についての整備、第三者提供にかかわるトレーサビリティ義務、個人情報データベース等提供罪の導入(いわゆる名簿屋規制)、個人情報の取扱いのグローバル化に対応した各種規定の整備、オプトアウトによる第三者提供の厳格化、利用目的変更規定の整備、個人情報取扱事業者に係るいわゆる5000件要件の撤廃、開示の求めの請求権性導入・消去義務など

(3) 「個人情報取扱いに関する社内規則の策定」(保険募集人の体制整備義務として法制化)

2016年5月からの改正保険業法施行に伴い、新たに保険募集人に課せられた体制整備義務として「個人情報取扱いに関する社内規則の策定」(保険業法施行規則第227条の7 監督指針Ⅲ-4-2-9(1))が求められています。新たに保険募集人に課せられた体制整備義務は全代理店に課せられます。「業務の規模や特性」に応じた体制で良いとされていますが、特定代理店の苦情が多数行政に寄せられた場合、監督当局が直接代理店に報告を求め、体制整備状況の確認が行われ、管理体制に大きな問題がある場合は、行政処分が行われることとなります。利用システム等からの個人顧客情報の漏洩事故を防止する安全対策は大丈夫でしょうか？

(4) 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経産省 2015.12.28公表)

サイバー攻撃(コンピュータシステムやネットワークに悪意を持った攻撃者が不正に侵入し、データの窃取・破壊や不正プログラムの実行を行うこと)による被害が大きくなっています。2015.5の日本年金機構での125万件にのぼる個人情報漏洩、金融機関に忍び寄り寄るマルウェア、大学のサーバへの不正アクセスによる情報流失など残念ながら枚挙にいとまがありませんが、その対応ガイドラインが2016.12.28に経産省から公表されました。

その最大の特徴は、サイバーセキュリティは、経営問題だとしていることです。ともすると技術的な問題として扱われかねませんが、セキュリティ対策は経営判断が求められる経営リスクである。としています。ガイドラインでは「経営者が認識すべき3原則」と「情報セキュリティ対策を実施する上での重要10項目」をあげ、「サイバーセキュリティ経営チェックリスト」と「望ましい技術対策」についても触れています。

経済社会の変動を「感じる」か？

具体的な対応アクションをとるか？

2016年は、ネットワーク・情報システムの高度利用とその脆弱性克服の両面の課題に、政府機関を含めて、具体的に直面する年になりそうです。その変化を貴社は受け止められますか？ 経営判断の問題です。対応を見合わせるのも経営判断です。貴社の「規模と特性」にあわせた選択でしょう。この機会に「マイナンバーの取扱い」「PMS体系の中でのマイナンバーの取扱い」「改訂個人情報保護法の骨子と影響」「情報セキュリティポリシーの検討」など、ご検討のようでしたら、トムソンネットに声をかけてください。お役に立ちたいと思います。

2. 保険代理店様の「Pマークを取得して」のアンケート

このPマークニュースでは、長らく「Pマーク取得のための勘どころ」というタイトルで、みなさまがPマークを取得する際のポイントになる事項を説明させて戴いておりましたが、前回の号で終了いたしました。そこで今回は、弊社がPマーク取得のお手伝いをさせて戴いた保険代理店様に、Pマークの取得理由や、取得準備作業においてご苦労された点等々についてアンケート形式で、ご意見を伺いましたので、その一端をご紹介します。

(1) Pマーク取得の理由をお教え下さい。

以下の①～⑦の中から該当するものを選んで戴きました。

- ①保険業法改正に伴い、保険代理店に対する当局の管理・監督や保険会社の個人情報取扱いの要求水準が厳しくなることに対応する。
 - ②マイナンバーやビックデータ等の出現に伴い、個人情報保護に留意しつつ、積極的に事業展開に活かして行きたい。
 - ③個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び盗難等を防止するための個人情報保護に対する社内体制を確立する。
 - ④取引先からの個人情報保護対応の取引条件をクリアする。
 - ⑤個人情報の取扱いに対する信頼感を高め、企業イメージを向上させる。
 - ⑥役員・従業員・委託先社員の個人情報保護に対する意識を高める。
 - ⑦プライバシーマーク（Pマーク）の使用により、他保険代理店との差別化を図る。
- ⇒回答結果は、上記①「5社」、⑤「4社」、③「3社」、⑥「2社」の順でした。
やはり、多くの代理店様が業法改正の施行を取得理由として挙げられています。

(2) Pマーク取得にどのくらいの期間を要しましたか？

この設問に対しては、弊社の「じっくり丁寧に、個人情報保護マネジメントシステム（以下PMS）体制を定着させる」のサポート方針が色濃く反映されたようです。

	弊社との 打ち合わせ回数	Pマーク取得までの 期間	弊社との一回の打合せ の平均時間
平均	13回	10か月	3.8時間
最長（最多）	20回	15か月	8時間
最短（最少）	10回	6か月	2.5時間

(3) Pマーク取得準備作業でどのような箇所でご苦労されましたか？

各社がPマーク取得の準備作業でご苦労された作業の以下の通りです。

①リスク分析「6社」、②個人情報の洗い出し「3社」、③規程の取り纏め「3社」、④監査「2社」の順でした。

リスク分析は、全社から「苦労した」との回答があり、Pマーク準備作業において重要な作業であると同時に、負荷の多い作業と言えます。

(4) Pマークを取得して社内の様子は変わりましたか？

6社中5社が「変わった」との回答でした。Pマーク取得した後、PMS事務局のみなさまのご努力もあり、着実に社内の個人情報保護に対する認識が変わった（高まった）ようです。

上記のアンケート結果から窺えることは、Pマークを取得された各保険代理店様が、Pマーク取得されたことの効果を高く評価され、PMS体制構築の柱である「P（計画）D（実施）C（点検）A（見直し）」を着実に実行されていることでした。

3. 「やさしい情報セキュリティ」その5：データの消去について

今回は「データの消去」について述べてみたいと思います。

データを消去する場合、一般に“エクスプローラ画面で「削除」操作を行う”“「ごみ箱を空にする”（ディスククリーンアップ）を行う”“フォーマットする”等の作業をされていることと思います。

これらの作業では、実はデータ（ファイル）は消えません。「ごみ箱」にデータを捨てた場合は、「ごみ箱」フォルダーに移されるだけで、いつでも元のフォルダーに戻すことができます。或いは、媒体上のファイル管理情報（本で言えば“目次”）がなくなりますが、ファイル本体（本で言えば“本文”）のデータが残り、特殊な方法を使うと復元できます。

従って、各記録媒体（記憶装置）の特性を理解した上で、それに合わせた消去や再生不能処置を行う必要があります。方法は大きく分けて、

（ア）データ消去ソフト（PC版であれば数千円）を使ってファイル本体が使用（記録）していた領域に特殊データを上書きする ⇒ 本で言えば“黒塗り”

（イ）磁気媒体であれば消磁する ⇒ 本（印刷物）で言えば“脱色”

（ウ）物理的に破壊する ⇒ 本で言えば“細断”“落丁”

の三通り考えられます。（ア）の方法を採れば、その媒体に新たにデータを記録すること（“再利用”）ができますが、ソフト代と容量により数分（フロッピーディスク（FD））から数十時間（大容量ハードディスク（HDD））かかることを考慮に入れなくてはなりません。



（1）FDの場合

（ア）か（ウ）の方法になります。（ウ）の場合（3.5インチ型で説明しますが）、シャッター（“2HD”等と書かれている）をずらせば黒や茶色のシートが見えます。これをハサミでV字カットすれば終わりです。アナログレコード盤が欠けた状態と同じです。

（2）CD-R、DVDの場合

CD-Rは（ウ）しかできません。キズを付ければ完了ですが、心配な場合は手で割ることができます。メディアシュレッダも便利です。DVD-R、DVD+R以外のDVDであれば（ア）も行えます。

（3）MOの場合

（ア）か（ウ）の方法になります。（ウ）の場合、シャッターをずらして見えるディスクをドライバー等で壊します。

（4）磁気テープの場合

（ア）か（イ）の方法になります。（イ）の場合、強力な磁気を発生させる消磁器を使ってデータを消します。消磁器はテープ以外の媒体にも使えますが、価格が数万円以上します。後でも述べますが、信用できる業者に依頼するのがいいと思います。

（5）USBメモリの場合

（ア）か（ウ）の方法になります。（ウ）の場合、差し込み口の付け根を曲げてケースを外し、基板に装填されている大きなデバイス（チップ）をペンチ等でねじ切れば完了です。

（6）HDDの場合

一般にデータ消去の対象として真っ先に思い浮かべることと思います。（ア）（イ）（ウ）の三通りの中から方法を選ぶことができますが、装置の再利用を考えるならば（ア）になります。（ア）に使用するソフトはネットから無償のものも手に入りますが、会社で使うのであれば信頼できる有料版を購入しましょう。磁気記録は磁化の方向で“0”と“1”を区別する訳ですが、実際



は残留磁気等の痕跡から特殊な装置を使うと前に書かれていた情報を読み出すことができます。そのため、上書きも1回ではなく最低2回は行わなければなりません（（一社）電子情報技術産業協会資料他による）。

（イ）を行うとハード的には破壊されませんが、製造情報等も失われ再利用できなくなります。（ウ）は、星型の特殊なネジをはずすためのレンチか、カバーの上から穴を空けるドリルを使います。ドリルも硬度の高い刃が適しています。

HDD の一種で、普及が進んでいる「NAS」（Network Attached Storage）は“RAID-1”や“RAID-5”を謳っており、1台のHDDが故障しても他のHDDからデータを復元できる機能を持っています。と言うことは、取りも直さず、破壊するのであれば全部のHDDを壊さないといけないことになります。

（7）PCとサーバの場合

本体からHDDを取り外し6項の処理を行うことで廃棄やデータ消去ができます。但し、サーバの場合、（ア）を行おうとすると数万円以上のソフトが必要です。度々実行することがないのであれば、“データ消去サービス”を依頼するのが有利です。サーバ1台につき、数千円以下（データ消去証明付き）で発注できます。

終わりに、“個人番号”など厳格な保管、廃棄が求められる情報が各社に増えています。確実な廃棄方法によって流出等の事故を防ぎましょう。

なお、この「やさしい情報セキュリティ」シリーズは、昨年新春号からはじまり、これまでに以下をテーマに、情報セキュリティのポイントを易しく解説しています。

第1回目	2015年新春号	その1：パスワードについて
第2回目	2015年陽春号	その2：ウイルス対策について
第3回目	2015年盛夏号	その3：携帯電話・スマホ対策
第4回目	2015年爽秋号	その4：バックアップについて

お手許に上記のPマークニュースがない場合は、弊社ホームページからご覧ください。

4. 保険代理店における2015年度のPマーク取得動向

- (1) JIPDECが公表している資料によれば、昨年末時点における保険代理店事業者でPマークを取得している代理店は117社、前年度比プラス10社でした。
- (2) 2015年の10社増についてみると、新たにPマークを取得した保険代理店は15社ありましたが、これまでPマーク取得をしていた保険代理店で、昨年Pマークの更新（継続）を見送った保険代理店が5社あり、10社増になりました。
- (3) 昨年は、本年の業法改正の施行を控え、体制整備義務の一環としてPマークを取得する保険代理店が急増することを予想しましたが、結果的には前年（2014年）並みとなりました。

年度	2012年	2013年	2014年	2015年
取得社数	22社	17社	16社	15社

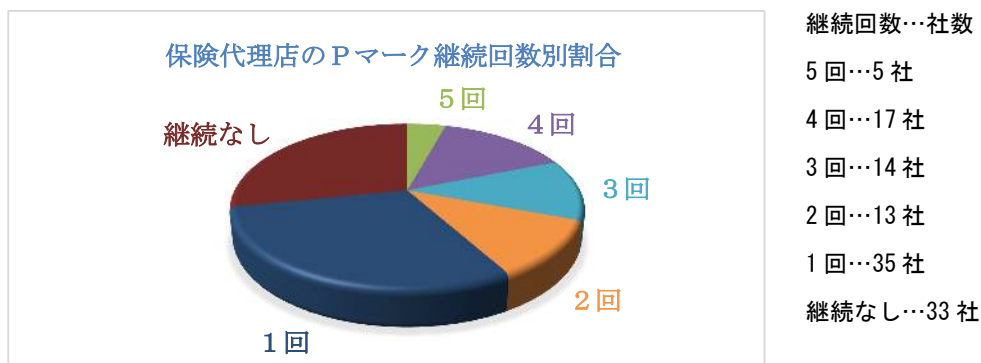
そうした中で、昨年の取得動向のポイントを挙げますと、

- ①損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社様、共立株式会社様をはじめとした大型代理店が昨年Pマークを取得しており、取得代理店の急増こそなかったものの着実に業界を取り囲む環境が、Pマーク取得を要請していると思われます。
- ②保険代理店における近年の取得動向の特徴として、東京以外の地方での取得が目立ちましたが、昨年の新規取得をみると下表の通り再び東京（大都市）中心になったようです。

地域	東京	大阪	兵庫	愛知	福岡	新潟	合計
取得社数	9社	1社	1社	1社	1社	1社	15社

- ③残念ながらPマークを更新（継続）しなかった5社についてみると、過去2回の更新をしている代理店が3社、継続経験なしの代理店が2社となっています。
- Pマーク取得が業法改正やマイナンバー制度の実施により、益々重要になるとされる昨今、更新を見送った5社にどのような理由があったのか気になるところです。
- なお、昨年は43社が更新時期を迎えていましたが、うち33社が更新継続（手続き中や不明な先5社を除く）しました。更新継続率は87%（1昨年は89%）となっています。

- (4) 昨年末のPマーク取得保険代理店の継続回収別の割合をみると、下図の通りです。



5. トムソンネットからのお知らせ

毎回お伝えしておりますが、弊社ではPマークの取得支援の他に、マイナンバー制度に対応した規程作りや、情報セキュリティ規程の整備、システム監査等といった分野をカバーしており、保険代理店様の種々の問題解決のお手伝いが出来ます。是非、下記に気軽に声をお掛け下さい。

また、弊社のSBP（シニア・ビジネス）・パートナーも現在30名を超える陣容となり、それぞれが保険の分野で多彩な業務経験を持つメンバーの集まる集団になっています。

保険代理店様の経営全般に関するご相談や、業法改正に伴う態勢整備およびIT分野を含む内部統制の強化等々コンサルティング等を通して、みなさまのお力になりたいと思っておりますので、弊社の持つシニアパワーの活用をご検討戴きたく、宜しく願い申し上げます。

以上

Pマークについてのご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社トムソンネット (<http://www.tmsn.net/>)

〒101-0062 東京都千代田区内神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ13階

電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)

本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)